川越市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和4年4月14日 午後2時
- **3** 閉 会 令和4年4月14日 午後3時40分
- 4 出席した者 梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- **5 欠席した者** なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、教育 総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼教育指 導課長岡島一恵、学校教育部参事兼学校管理課長西貝俊哉、学校教育部参事兼教育センター所長嘉手川 満、教育財務課飯野雅史、地 域教育支援課長武藤貴子、中央図書館長冨田 稔

8 前回会議録の承認

令和3年度第9回定例会会議録、第10回定例会会議録、第11回定例会会議録、 第12回定例会会議録、第13回定例会会議録及び第14回定例会会議録について は、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第1号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を 求めることについて

副部長兼教育総務課長

本議案は、川越市立博物館条例施行規則の一部を改正することに係るものであり、令和4年4月1日付けの人事発令に伴い、博物館に副参事の職を配置したことから、規定の整備を行ったものである。

改正の概要について、第15条に規定されている職および職務等について、副参 事の職を追加したものである。

施行日について、令和4年4月1日としたものである。

本来、教育委員会規則の改正については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会の議決が必要な事項であるが、令和4年4月1日付け人事発令に係る内示の日から改正規則の施行日である令和4年4月1日までの期間が短く急を要したため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

委員

副参事の職を配置した目的を伺いたい。また、今まで配置がなかったが、何か 業務に支障があり今年度配置する必要があったということか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

業務に支障があったわけではない。人事異動に伴う人事配置を鑑みて副参事の職を配置したものである。

委員

第15条では、「組織の必要に応じて置くことができるものとする」とあるが、 今回どういう必要が生じたのか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

博物館においては、これまでの展示以外に、博物館の将来を見据えた計画的な対応も検討する必要があり、新たな視点での取組が今後必要であると考えている。

委 員

第15条の表中、副参事の職務として、「上司の命を受け、特に担当する事務 を掌理し」とあるが、「特に」とはどういう意味があるのか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

副参事においては、担当事務を持たない職であり、専ら館長から特命を受けた 事務を遂行するという位置付けである。

委員

館長のもとに館長を補佐する人が2人いることになるが、組織として問題はない か伺いたい。

教育総務部長

実際の配置としては、副参事として任命された者が、副館長の役目を兼ねるか たちになるため、指揮命令系統上の混乱はないと考える。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第2号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を 求めることについて

副部長兼教育総務課長

本議案は、川越市教育委員会事務局処務規程の一部を改正することに係るものであり、「川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

改正の概要について、「川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に おいて各号に規定されている内容を見直したことに伴う各号の繰り下げによるもの である。

施行日について、令和4年4月1日としたものである。

本来であれば、教育委員会規程の改正については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会の議決が必要な事項であるが、市議会の議決から、改正規程の施行日である令和4年4月1日までの期間が短く急を要したため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の

規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第3号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を 求めることについて

副部長兼教育総務課長

本議案は、川越市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正することに係る ものであり、学童保育室に勤務する職員の勤務時間の割振りに関する規定の整備 を市長部局の改正と合わせて行ったものである。

改正の概要について、教育委員会所管部分のみ説明するが、別表において学童 保育室に勤務する職員の勤務時間の割振りに「午前8時30分から午後5時15 分まで」を加え、今までの2種類から3種類に変更したものである。

改正の効果について、学童保育室に勤務する職員の勤務時間の割振りを2種から3種に変更することにより、長期休業期間中の勤務等における勤務形態の整備が図られ、職員の配置及び業務の引継ぎなどにおいて、柔軟な対応及びより手厚い育成支援が可能となる。

施行日について、令和4年4月1日としたものである。

本来であれば、教育委員会規程の改正については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会の議決が必要な事項であるが、総務部職員課と調整後、改正規程の施行日である令和4年4月1日までの期間が短く急を要したため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

委員

今回の改正が、学童保育室の問題である人材確保に資するものか伺いたい。また、利用している児童に対する効果があれば伺いたい。

教育財務課長

実際に現場で働く職員からの要望に基づいて検討したものである。勤務形態を 2種類から3種類に増やすことにより、会計年度任用職員の採用に応募する方も 増えてくるものと期待しているところである。

また、学校の休業期間中は、午前8時30分から午後5時15分までが児童の一番多く集まる時間帯であり、本規程の改正により、児童の多い時間帯に職員を多く配置できるようになるため、児童に対する利点になると考える。

委員

学童保育室以外の改正として、情報統計課から情報政策課に改めるとのことだが、情報統計課はなくなるのか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

名称としての情報統計課はなくなるが、これからは政策的に行政のデジタルト

ランスフォーメーション (DX) を推進していくという視点に立ち、総合政策部 に情報政策課という名称で新たに組織を設けたものである。

委員

名実ともに、行政のデジタルトランスフォーメーション (DX) について、前向きに取り組んでいくということでよいか確認したい。

副部長兼教育総務課長

そのとおりである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第4号 川越市小堤集会所運営委員会委員を委嘱することについて (非公開)

日程第5議案第5号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて (非公開)

日程第6議案第6号 川越市就学支援委員会委員を委嘱することについて (非公開)

日程第7議案第7号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を 求めることについて

(非公開)

10 報告事項

(1) 不登校児童生徒支援プランについて

参事兼教育センター所長

不登校児童生徒が増加し、その支援は本市においても喫緊の課題である。本年度、これまでのいきいき登校サポートプランを見直し、新たなプランを作成したものである。不登校児童生徒支援のために、これまでの事業に加え、次の新規事業を加え実施していくものである。

まずは、校内学習室として、学級運営支援員を活用し、教室に入れない児童生徒の居場所と学習支援を行う。小・中1校ずつモデル校を指定し、その有効性を検証していく。

次に、教育センターWiーFi環境整備として、学習者用コンピュータを用いた学習が教育支援室においてもできるようにする。

最後に、小学生学習支援室を開室する。開室時間は午前9時から正午、開室場所は主に教育センター第2分室となる。

委員

本市の課題として、不登校児童生徒の増加とあるが、実際にどのくらい増えているか、具体的な数字を伺いたい。

参事兼教育センター所長

30日以上の不登校及び欠席者数であるが、小学校について、令和2年度は1

54名、令和3年度は208名であり、令和2年度と比較して135パーセント、中学校について、令和2年度は320名、令和3年度は423名であり、令和2年度と比較して、132パーセントであった。また、1日も出席していない児童生徒の人数であるが、小学校について、令和2年度は32名、令和3年度は44名、中学校について、令和2年度は52名、令和3年度は74名となっている。

委員

小学校中学校とも30パーセント以上増えており、その原因は複雑化している ということだと思うが、主な不登校の理由について分析しているか伺いたい。

参事兼教育センター所長

理由については、これという一つの原因があるわけではなく、多様化している。 委 員

家庭、学校、教育センターなどが連携していく中で、3つの柱を立てて対応して支援していくということだが、例えば、不登校の人数を減らすなど、最終的な成果は何を求めているのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

支援プランの目的であるが、これまでの支援については、登校させることのみを目的とした支援に偏りがちであった。しかしながら、現在の不登校児童生徒の状況を鑑みると、登校したくてもできない状況の児童生徒に対して、社会的自立を支援していく方向に支援がシフトしていると考えている。そうした中で、最終的には不登校の児童生徒数がこれ以上増えないということが一つ大きな数値目標であるが、それぞれの児童生徒に寄り添った支援が必要であると考える。

委員

そのような考えであれば、目指す方向性を明示した方が、支援プログラムとしてはわかりやすいものになると考える。また、新規事業の校内学習室について、 支援にあたる学級運営支援員はどのような立場の者か伺いたい。

参事兼教育センター所長

それぞれの学校に適応するのが難しい児童生徒に対する支援を行う職員であり、 会計年度任用職員として任用している。

委員

校内支援室を利用するような児童生徒は、どの程度を想定しているか伺いたい。 参事兼教育センター所

長 今具体的な数値を示すことはできないが、毎年、各学校で別室登校となっている児童生徒がいるため、まずは、その児童生徒に対する支援を行っていくことになると考える。

委員

不登校の児童生徒は3割増えているということだが、例えば他市町村と比較し

て本市はどのような状況にあるのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

具体的な数字は不明であるが、全国的に見ても同じように増加傾向にある。

委員

具体的な数字を把握することで、様々な対応ができると考えるため、全国的に どうなのか、また他市町村と比較してどうなのか、本市の状況を把握し、支援プ ランを進めてもらいたい。

教育長

教育委員会としては、特にいじめや教職員との相性などについて十分に注視していかなければならないと考える。

委 員

新型コロナウイルス感染症が拡大し、分散登校が始まり、その時に不登校の児童生徒たちが学校に登校できたという報告があったが、その児童生徒たちが、なぜ分散登校になったら登校することができたのかなどの、調査・分析を行ったか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

分散登校の際に、今まで不登校だった児童生徒が登校できていたという事実はある。特にアンケート調査を行ったわけではないが、不当校の児童生徒の中には、人間関係作りが苦手な児童生徒がいるため、分散等校は、少ない人数で少ない時間であったので、登校しやすかったのではないかと認識している。ただし、現在も不登校の児童生徒は増えているので、通常授業に戻ったことにより、また不登校になるという傾向はある。

委員

不登校の児童生徒の保護者に対する支援も重要であるが、どのように考えている か伺いたい。

参事兼教育センター所長

支援プランにおいても、教育相談・教育活動の充実という枠の中で、不登校サポートセミナーを毎年開催し、児童生徒の実態や、悩みを持つ保護者たちの情報 交換と支援の場になっているところである。また、通常の教育相談においても、 教育センター第1分室(リベーラ)で、不登校傾向にある、あるいは不登校の児 童生徒の保護者が相談するケースもあり、そこでも支援をしているところである。

委員

これは意見であるが、まず、不登校対策は時代の変化とともに理念が変わっていると考える。学校に登校させるための対策ではなく、児童生徒一人ひとりの社会的自立が非常に重要であると捉えているため、その点を明確にした方がよいのではないかと考える。次に、居場所づくりとして、全ての児童生徒にとって、学

校や学級を、安心できる場所にすることは非常によいと考えるが、新規事業では 校内学習室の設置とある。この学習室だけが個別化されると、新たな不登校の児 童生徒を生むかもしれないため、学校全体を居場所にすることが必要だと考える。 次に、新規事業として教育センターWi一Fi環境整備とあるが、学校に登校し なくてもできることになりとても良いと考える。

最後に教育センター第1分室(リベーラ)の小学生学習支援室に出席すると出 席日数に換算できるのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

出席扱いとなる。

教育長

不登校の児童生徒に不利益をもたらさないこと、また不登校はその児童生徒の 長い人生の中の一時であると考えると適切に指導や学ぶ機会を与えていくことが、 教育委員会の使命であると考える。

11 その他

- (1) 会議開会に先立ち、理事者の紹介を行った。
- (2) 教育長の推薦を受け書記に教育総務課主査中村 卓が任命された。
- (3) 議事に先立ち教育長から、議案第4号、議案第5号及び議案第6号は人事に関する情報であることから、審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (4) 会議について一名の傍聴があった。
- (5) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、長谷川委員が指名された。
- (6) 次回教育委員会は、令和4年5月24日(火)午後2時開催に決定した。